

第1章 教育行政

第1節 県教育委員会

第2節 市町村等教育委員会

第3節 企画・統計・広報広聴・国際交流

第1節 県教育委員会

1 平成25年度教育行政の概要

(1) 宮城県教育基本方針

未来を望み
志高く生きる
心身ともに健やかな人間の形成と
互いの絆を大切に
潤いのあるふるさとづくりをめざし

たくましさやさしさを培う学校
学びと生きがいにみちた地域社会
かおり高い芸術文化
感動と活力あるスポーツ
を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める

(2) 平成25年度教育施策

1

学ぶ力と自立する力の育成

児童生徒の発達段階に応じ「学ぶことの意義」の理解を促しながら、勤労観や職業観を涵養し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成するとともに、基礎的・基本的な知識・技能のさらなる定着を進め、主体的に考え、判断し、課題を解決する力を育成する。

また、幼稚園や保育所等における就学前の教育の充実や小学校との円滑な接続等に向けた取組を進める。

さらに、今日的課題に関する学習を通して、激しく変化する社会を生き抜くための力を育成する。

このため、次の施策を行う。

- 1 小・中・高等学校を通じた「志（こころざし）教育」の推進
- 2 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長
- 3 幼児教育の充実
- 4 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進
- 5 時代の要請に応えた教育の推進

2

豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

自然や歴史、文化等の教育資源を活用した様々な学習活動等を通じて、コミュニケーション能力の育成や言語活動の充実を図るとともに、社会の中で他者と協調しながら共に生きるために必要な実践的な態度、資質を育成する。

いじめや不登校等の問題を解消するため、学校・家庭・関係機関が緊密に連携する体制づくりに取り組むとともに、不登校児童生徒への支援体制を充実させる。

また、生涯にわたり健康で活力ある生活を送るための基礎的な体力・運動能力の向上を図るとともに、自然災害等の危機を乗り越える知識・能力を養う。

このため、次の施策を行う。

- 1 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援
- 2 健康な体づくりと体力・運動能力の向上
- 3 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成
- 4 食に関心を持ち、元気な子どもの育成
- 5 心身の健康を保つ学校保健の充実

3

障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

発達障害を含めた障害のある子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできる環境づくりや特別支援学校の狭隘化等への対応に努める。

また、障害のある子どもが在籍する小・中・高等学校等に対して、特別支援学校や関係機関が連携して相談・支援を行う体制を整備するとともに、障害のある子どもに対する理解促進や就労に向けた支援を推進する。

このため、次の施策を行う。

- 1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- 2 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

4

信頼され魅力ある教育環境づくり

教育をめぐる様々な課題に対応し、教育水準を向上させるため、総合的に教員の指導力及び資質の向上を図るとともに、家庭や地域社会との連携を進めるため、開かれた学校づくりを推進する。

また、時代や社会の変化に対応するため県立高校において「主体的に生き抜く力」と「人と関わる力」の育成に重点を置いた学校づくりや条件整備等を行うとともに、子どもたちが安心して学べるよう学習環境の充実に努める。

私立学校に対し、その役割を踏まえた支援を行う。

このため、次の施策を行う。

- 1 教員が学び続けるための体系的な研修の推進
- 2 開かれた学校づくりの推進
- 3 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立
- 4 教職員を支える環境づくりの推進
- 5 県立高校の改革の推進
- 6 学習環境の整備充実
- 7 私学教育の振興

5

家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

家庭は、子どもの健全な育成の基盤であることから、家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供、地域で支援する人材の養成等

を通じて家庭の教育力の向上を図る。

また、地域住民、企業、NPO等の参画を得て、社会体験等の機会の充実のほか、防災、防犯等子どもの安全の確保に取り組む。

さらに、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を認識し、連携しながら、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進める。

このため、次の施策を行う。

- 1 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり
- 2 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり
- 3 子どもたちの体験活動の推進

6

生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

県民だれもが、生涯にわたって自分を磨き、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、学習機会の提供、その成果を生かす機会の充実及び生涯学習指導者の育成等に努める。

また、文化芸術活動の担い手のすそ野を広げるため、青少年を対象に優れた芸術の鑑賞機会を充実させるとともに、創作・研究等の創造的な活動を支援するため、発表や交流の場を提供する。

さらに、郷土の伝統的な文化芸術や文化財の保存、継承を図り、文化芸術による地域づくりを目指す。

いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができる県民総スポーツ社会の実現に努めるとともに、競技スポーツ選手の計画的かつ継続的な指導強化を図る。

このため、次の施策を行う。

- 1 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進
- 2 文化財の保護と活用
- 3 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実
- 4 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実

2 教育委員会の会議

(1) 委員会の構成

- 委員長 庄子 晃子 大学名誉教授
(H24. 10. 18～)
※H23. 10. 13 から委員任命
- 委員 庄子 晃子 大学名誉教授(H23. 10. 13～)
※H24. 10. 18 から委員長就任
- 〃 佐竹えり子 作家(H21. 10. 12～)
(委員長職務代行第1順位：H24. 10. 18～)
- 〃 青木 八州 会社役員(H22. 10. 12～H25. 7. 16)
(委員長職務代行第2順位：H24. 10. 18～H25. 7. 16)
- 〃 伊藤 均 元団体職員(H24. 10. 12～)
(委員長職務代行第2順位：H25. 8. 9～)
- 〃 遠藤 雄三 元公立学校長(H24. 10. 12～)
- 〃 奈須野 毅 会社役員(H25. 9. 19～)
- 〃 高橋 仁 教育長(H24. 4. 1～)

(2) 会議

第839回から第851回までの定例会・臨時会の議事は次のとおりである。

- 第839回(4月18日(水))
職員の人事について、宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について
- 第840回(臨時会)(4月24日(水))
職員の人事について
- 第841回(5月15日(水))
障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について、宮城県社会教育委員の人事について、宮城県図書館協議会委員の人事について
- 第842回(6月11日(火))
職員の人事について、宮城県産業教育審議会委員の人事について、高等学校入学選抜審議会委員の人事について
- 第843回(7月16日(火))
宮城県教育委員会委員の辞職の同意について、県立高等学校将来構想審議会委員の人事について、職員の人事について、宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について、宮城県社会教育委員の人事について、宮城県美術館協議会委員の人事について
- 第844回(8月9日(金))
平成25年度政策評価・施策評価について、宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について、職員の人事について、校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について、高等学校入学選抜審議会専門委員の人事について、平成26年度使用宮城県立中学校教科用図書採択について、東北歴史博物館協議会委員の人事について
- 第845回(9月20日(金))
教育功績者表彰について、職員の人事について、高等学校入学選抜審議会委員及び専門委員の人事について
- 第846回(10月16日(水))
職員の人事について、県立特別支援学校学則の一部改正について、宮城県立高等学校学則の一部改正について、県立中学校学則の一部改正について、宮城県ライフル射撃場管理規則の一部改正について
- 第847回(11月13日(水))
宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について、職員の人事について
- 第848回(12月18日(水))
県立特別支援学校学則の一部改正について、平成27年度宮城県立高等学校入学選抜方針について
- 第849回(1月15日(水))
宮城県美術館協議会委員の人事について

- 第850回(2月12日(水))

職員の人事について、宮城県指定文化財の指定について

- 第851回(3月17日(月))

職員の人事について、教育功績者表彰について、宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について、校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について、教育職員の免許状に関する規則の一部改正について、教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について、宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について、県立学校の管理に関する規則の一部改正について、宮城県文化財保護審議会委員の人事について

(参考)

定例会・臨時会の開催	13回
規則の制定及び改正	11件
人事関係	30件
その他	5件

3 教育委員会の組織(P5図参照)

(1) 教育庁

教育委員会事務局の名称を教育庁と称し、教育庁を分けて本庁と地方機関とに区別している。

イ 本庁

総務課、教育企画室、福利課、教職員課、義務教育課、特別支援教育室、高校教育課、施設整備課、スポーツ健康課、生涯学習課及び文化財保護課の9課2室に分かれ、班41、職員数261人(派遣社教主事(9)、含む)である。

ロ 地方機関

教育事務所(7事務所)及び多賀城跡調査研究所がある。

教育事務所は、総務、教育の2班からなり、職員数は136人、多賀城跡調査研究所は6人である。

教育事務所の所管区域(平成26年3月31日現在)

事務所名	所在地	所管区域
大河原	大河原町	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
仙台	仙台市	塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理郡、宮城郡、黒川郡
北部	大崎市	大崎市、加美郡、遠田郡
東部	栗原市	栗原市
東部	登米市	登米市
東部	石巻市	石巻市、東松島市、牡鹿郡
南三陸	南三陸町	気仙沼市、本吉郡

(2) 教育機関

教育委員会が所管する教育機関としては、総合教育センター、図書館、美術館、松島自然の家、蔵王自然の家、志津川自然の家及び東北歴史博物館のほか県立学校92校と海洋総合実習船がある。これらに勤務する職員数は、学校職員5,257人、海洋総合水産実習船19人、学校以外の教育機関に関する職員数は177人である。

(3) 附属機関

教育委員会からの諮問に応ずるため、法律、条例により設置されている附属機関は次のとおり。

()は委員数

教育委員会指定管理者選定委員会 (6) 教育振興審議会 (0) 県立高等学校将来構想審議会 (15) 教科用図書選定審議会 (20) スポーツ推進審議会 (15) 指導力不足等教員審査委員会 (8) 産業教育審議会 (12) 高等学校入学選抜審議会 (16) 障害児就学指導審議会 (20) 生涯学習審議会 (10) 社会教育委員 (13) 図書館協議会 (8) 美術館協議会 (12) 文化財保護審議会 (10)

多賀城跡調査研究委員会（9）東北歴史博物館協議会（8）宮城県総合運動場指定管理者選定委員会（0）

(4) 管理委託している公の施設

条例の規定により団体に管理を委託している公の施設としては、婦人会館、宮城野原公園総合運動場、第二総合運動場、総合運動公園、サッカー場、仙南総合プール、長沼ボート場、ライフル射撃場がある。

(5) 専門委員

法令又は教育委員会規則などによって設置されている専門委員としては、銃砲刀剣登録審査委員（4人）がある。

4 条例・規則・訓令

平成25年度中に制定又は改正された教育委員会関係の条例、教育委員会規則及び教育委員会訓令の概要は次のとおりである。

- | | | |
|----------------|-----|------------|
| (1) 宮城県条例 | 10件 | } (P 6 参照) |
| (2) 宮城県教育委員会規則 | 14件 | |
| (3) 宮城県教育委員会訓令 | 5件 | |

5 教育関係公益法人・公益信託

(1) 概要

県教育委員会が所管している公益法人及び公益信託の概要は、次のとおりである。

教育関係の公益法人及び公益信託数（平成26年3月31日現在）

主 な 目 的	公 益 法 人			公益信託
	財団	社団	計	
育英奨学	9(4)	0	9(4)	8
学校後援	5(4)	0	5(4)	
社会教育・文化活動の振興	11(2)	3(2)	14(4)	
体育・スポーツの普及振興	5(0)	3(1)	8(1)	
教育関係会館経営	3(1)	0	3(1)	
その他	6(1)	1(0)	7(1)	
計	39(12)	7(3)	46(15)	8

※()は特例民法法人数

(2) 指導・監督

公益法人及び公益信託の業務の適正を期するため所管法人・信託に対して一般的な指導監督を行うとともに、26法人の業務及び財産の状況について検査を実施し、現地指導を行った。

6 表彰

多年教育の振興に貢献された教育関係者の表彰式を行ったが、平成25年の表彰者は次のとおりである。

(1) 教育功績者表彰（平成25年11月6日）

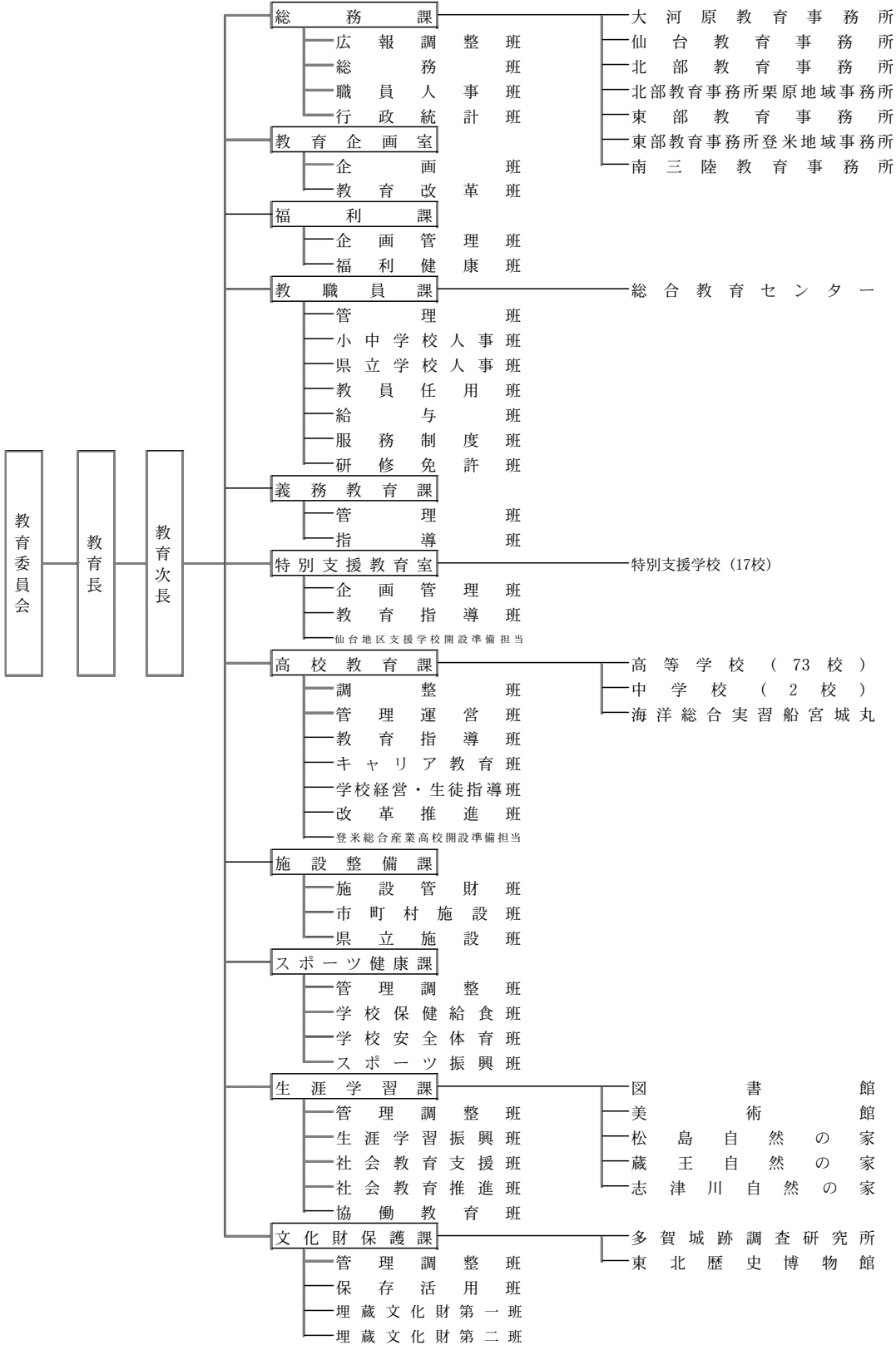
- 個人 46名
- 団体 2団体

(2) 永年勤続者表彰（平成25年11月8日）

- 小学校 185名
- 中学校 121名
- 県立学校 216名
- 事務局等 25名

宮城県教育委員会の組織

(平成26年3月31日現在)



指定管理者に管理を行わせている施設

- 婦人会館
- 宮城野原公園総合運動場
- 第二総合運動場
- 総合運動公園
- サッカー場
- 仙南総合プール
- 長沼ボート場
- ライフル射撃場

平成25年度条例

公 布 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
25. 7. 16	宮城県条例 第44号	県立学校条例の一部を改正する条例	入学者選抜手数料等の特例対象の追加(平成26年度入学生に係る入学者選抜手数料等の免除)に伴う改正。	公布日施行
25. 10. 10	宮城県条例 第63号	県立学校条例の一部を改正する条例	宮城県女川高等学校の閉校に伴う改正。	26. 4. 1施行
25. 10. 10	宮城県条例 第64号	ライフル射撃場条例の一部を改正する条例	ライフル射撃場指定管理者の更新にあたっての利用料金制の導入に伴う条例制定。	26. 4. 1施行
25. 12. 20	宮城県条例 第73号	県立学校条例の一部を改正する条例	宮城県立小松島支援学校の設置に伴う改正。	26. 4. 1施行
25. 12. 20	宮城県条例 第76号	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例)	引き続き複数任期在職した教育長に係る退職手当の支給時期について、原則として最終退職時とする改正を行ったもの。	公布日施行
26. 3. 27	宮城県条例 第5号	いじめ問題対策連絡協議会条例	宮城県いじめ問題対策連絡協議会の設置に伴う条例制定。	26. 4. 1施行
26. 3. 27	宮城県条例 第6号	いじめ防止対策調査委員会条例	宮城県いじめ防止対策調査委員会の設置に伴う条例制定。	26. 4. 1施行
26. 3. 27	宮城県条例 第7号	宮城県社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例	社会教育法等の改正に伴い、所要の改正を行うもの。	26. 4. 1施行
26. 3. 27	宮城県条例 第14号	各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の上限額等の改定に関する条例(総合運動場条例の一部改正、ライフル射撃場条例の一部改正、婦人会館条例の一部改正、美術館条例の一部改正、歴史博物館条例の一部改正)	消費税率の引上げに伴い、各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の上限額等の改定を行おうとするもの。	26. 4. 1施行
26. 3. 27	宮城県条例 第15号	県立学校条例の一部を改正する条例	再編統合に伴う県立学校の設置(宮城県登米総合産業高等学校)及び閉校(宮城県上沼高等学校、宮城県米山高等学校、宮城県米谷工業高等学校)に伴う改正。	26. 4. 1施行, 27. 4. 1施行 学校)に伴う改正。

平成25年度規則

公 布 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
25. 8. 27	教育委員会 規則第9号	校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則	様式の一部変更に係る改正。	25. 8. 30施行
25. 10. 25	教育委員会 規則第10号	県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	県立特別支援学校の収容定員の変更に伴う別表の改正。	26. 4. 1施行
25. 10. 25	教育委員会 規則第11号	宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則	県立高等学校の収容定員の変更等に伴う別表の改正。	26. 4. 1施行
25. 10. 25	教育委員会 規則第12号	県立中学校学則の一部を改正する規則	県立中学校の収容定員の変更に伴う別表の改正。	26. 4. 1施行
25. 10. 25	教育委員会 規則第13号	宮城県ライフル射撃場管理規則の一部を改正する規則	利用料金制の導入に伴う改正。	26. 4. 1施行
25. 12. 20	教育委員会 規則第14号	県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	宮城県立小松島支援学校の設置に伴う別表の改正。	26. 4. 1施行
26. 3. 31	教育委員会 規則第1号	宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	事務分掌の変更及び県立高等学校の廃止等に伴う改正。	26. 4. 1施行
26. 3. 31	教育委員会 規則第2号	校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則	提出書類の変更に伴う改正。	26. 4. 1施行
26. 3. 31	教育委員会 規則第3号	教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則	様式の追加及び削除並びに所要の文言整理等に伴う改正。	26. 4. 1施行
26. 3. 31	教育委員会 規則第4号	教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則	様式の変更に伴う改正。	26. 4. 1施行
26. 3. 31	教育委員会 規則第5号	宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴う改正。	26. 4. 1施行

26. 3. 31	教育委員会 規則第6号	県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則	土曜日等に授業を実施できるよう、改正を行うもの。	26. 4. 1施行
26. 3. 31	教育委員会 規則第7号	県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴う改正。	26. 4. 1施行
26. 3. 31	教育委員会 規則第8号	県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則の一部を改正する規則	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴う改正。	26. 4. 1施行

平成25年度訓令

公 布 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
25. 9. 13	教育委員会 訓令甲第3号	事務決裁規程の一部を改正する訓令	東日本大震災に係る災害復旧事業又は復興事業の工事に係る教育長の専決事務の改正に伴うもの。	公布日施行 25. 9. 1適用
25. 12. 20	教育委員会 訓令甲第4号	職員の給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による宮城県教育委員会が認めたものを定める規程の一部を改正する訓令	規定内の団体が一般財団法人に移行したことに伴う改正。	25. 12. 20施行
26. 3. 31	教育委員会 訓令甲第1号	事務決裁規程の一部を改正する訓令	公益法人制度改革，高等学校等就学支援金及びライフル射撃場の利用料金制の導入に伴う改正。	26. 4. 1施行
26. 3. 31	教育委員会 訓令甲第2号	地方機関等文書規程の一部を改正する訓令	県立学校の新設及び閉校に伴う改正。	26. 4. 1施行
26. 3. 31	教育委員会 訓令甲第3号	教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴う改正。	26. 4. 1施行

第2節 市町村等教育委員会

1 組織

(1) 教育委員会数

平成25年4月1日現在の教育委員会数は39で、内訳は、13市(政令指定都市1市を含む。)、21町、1村、4一部事務組合の教育委員会である。このうち、一部事務組合に係るものは、「仙南地域広域」、「黒川地域」、「大崎地域広域」及び「気仙沼・本吉地域広域」の各行政事務組合の教育委員会である。

(2) 教育委員

平成25年4月1日現在の教育委員(教育長たる委員を除く。)の総数は154人となっている。

ア 年齢構成

60歳以上は92人(59.7%)であり、次いで50歳代35人(22.7%)、40歳代24人(15.6%)、30歳代2人(1.3%)、20歳代1人(0.7%)の順となっている。

イ 男女別構成

男性が97人(63.0%)、女性は57人(37.0%)となっている。

ウ 職業別構成

無職60人(39.0%)、専門的・技術的職業従事者6人(3.9%)、農林・漁業従事者14人(9.1%)、公務員15人(9.7%)、販売・サービス従事者3人(1.9%)、教員等6人(3.9%)、会社・団体役員9人(5.9%)、医師4人(2.6%)、神職・僧侶等10人(6.5%)、会社員11人(7.1%)、自営業者4人(2.6%)、その他12人(7.8%)となっている。

エ 保護者である委員の割合

保護者である委員のいる教育委員会は33教育委員会(94.3%)であり、保護者である委員の数は32人(23.2%)となっている。

(3) 教育長

平成25年4月1日現在の教育長は39人で、うち一部事務組合の教育長(4人)は市町村の教育長と兼務であり、以下の統計からは除いている。

ア 年齢構成

60歳以上が32人(91.4%)と大部分を占め、50歳代が3人(8.6%)となっている。

イ 職歴別構成

教職員出身者が34人(97.1%)、行政職出身者が1人(2.9%)となっている。

ウ 学歴別構成

大学卒が35人(100%)となっている。

エ 在職年数別構成

在職年数0~1年が6人(17.1%)、1~2年が8人(22.9%)、2~4年が10人(28.6%)、4~6年が7人(20.0%)、6~8年が2人(5.7%)、8~10年が2人(5.7%)、10年以上が0人(0.0%)となっている。

オ 給与月額別構成

平成25年4月の給与月額(本俸と管理職手当の合計額)は、50万円以下が6人(17.1%)、50万円から60万円の間が16人(45.7%)、60万円以上が12人(34.3%)、非公表1人(2.9%)となっている。

(4) 事務局職員

平成25年4月1日現在の事務局職員の総数は、1,016人で、その内訳は、事務・技術職員が874人(86.0%)で最も多く、次いで社会教育主事及び派遣社会教育主事68人(6.7%)、指導主事及び充て指導主事55人(5.4%)、単純労務職員19人(1.9%)となっている。

2 指導・助言・援助

県教育委員会と市町村等教育委員会は、相互に連携協力し、教育行政の向上発展に寄与していかなければならない使命を負っている。県教育委員会では、このような認識の下、市町村等教育委員会に対して必要な調査、指導及び援助を行っているところであり、平成22年度は次のとおり実施した。

(1) 市町村等教育委員会教育長・総務担当課長会議

当面する教育行政の諸問題について研究協議及び情報交換を行い、本県における教育施策の普及徹底を図るとともに、県・市町村間における連携の緊密化を図り、もって適切な教育行政の執行に努めた。

期 日 平成25年4月26日

会 場 パレス宮城野(仙台市)

参加者 市町村等教育委員会教育長・総務担当課長
県教育委員会教育長・教育次長・各課室長等 97人

(2) 市町村教育委員・教育長研修会

市町村教育委員会の組織・運営の活性化及びそれぞれの地域の特性を活かした主体的・自主的な教育施策の展開に資するため、市町村教育委員会の教育委員及び教育長を対象に宮城県市町村教育委員会協議会との共催により実施した。

期 日 平成26年1月30日

会 場 ホテル白萩

参加者 市町村教育委員会委員・教育長等 170人

研修内容 ①講演「これからの教育改革」
講師 文部科学省企画官
②テーマ「宮城県教育委員会からの情報提供」
説明者 関係課室長

(3) 市町村等教育委員会新任委員実務研修会

今後の教育委員としての円滑な職務の遂行及び活動の充実に資するため、教育委員会制度その他の地方教育行政の組織及び運営等に関する基本的事項について、市町村教育委員会の新任委員を対象に実施した。

期 日 平成26年1月30日

会 場 ホテル白萩

参加者 市町村等教育委員会委員等 32人

研修内容 「教育委員会制度の概要について」
講師 教育庁総務課職員

第3節 企画・統計・広報広聴・国際交流

1 教育企画

(1) 「宮城県教育振興基本計画」の推進

「みやぎ新時代教育ビジョン」の策定後10年余りが経過し、見直しの時期に入ったこと、また、平成18年12月に教育基本法が改正され、新しい教育の理念が示されるとともに、地方公共団体においても教育の振興のための施策に関する基本計画を策定することが求められたことなどから、本県における教育を総合的かつ計画的に進めていくための教育振興基本計画を平成22年3月に策定した。

計画では、本県の教育の目指すべき姿及びそれを実現するための目標を達成するため、実施する主な施策を6つの基本方向に分け、全部で26の取組を実施することとし、そのうち11の取組については重点的取組として特に力を入れて推進することとしている。

なお、本計画の策定と合わせて、施策の着実な推進を図るため、実施する具体的な事業等を示す第1期アクションプラン（平成22年度～平成25年度）を策定し、本計画の推進を図った。

平成25年度は、「宮城県教育振興基本計画」に基づき引き続き教育施策を展開するとともに、特に東日本大震災からの本県教育の復興に向け、平成23年10月に策定された「宮城県震災復興計画」との一体性に配慮し、被災した児童生徒に対する就学支援や心のケア等に取り組んだほか、被害を受けた学校や社会教育・体育施設の早期復旧、被災地区の学校を中心とした人的体制の強化等の適正な教育環境の確保、防災教育の推進について重点的に取り組んだ。

基本方向	取組	第1期アクションプラン掲載主要事業等 〔平成25年度重点事業〕
1 学ぶ力と自立する力の育成	1 小・中・高等学校を通じた「志（こころざし）教育」の推進 【重点的取組1】	<ul style="list-style-type: none"> 志教育支援事業 高等学校「志教育」推進事業 進路達成支援事業 就職指導システム改善モデル事業 クリーンエネルギー活用実践推進事業 みやぎの専門高校展事業 全国産業教育フェア宮城大会開催準備事業 みやぎクラブトマン21事業 産業人材育成重点化モデル事業 新規高卒未就職者対策事業 県立高等学校キャリアアドバイザー事業 循環型社会に貢献できる産業人材育成事業 「地域復興に係る学校協議会」事業
	2 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 【重点的取組2】	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣定着促進事業 学力向上推進事業 小中学校学力向上推進事業 高等学校学力向上推進事業 進学重点校学力向上事業
	3 幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「学ぶ土台づくり」普及啓発事業 幼・保・小連携推進事業 幼稚園等新規採用教員研修事業 被災幼児就園支援事業
	4 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 図書館貴重資料保存修復事業（再掲）
	5 時代の要請に応えた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ICT利活用向上事業 ネット被害未然防止対策事業
2 豊かな人間性や社会性、健全な体の育成	1 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援 【重点的取組3】	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな体験活動推進事業 教育相談充実事業 高等学校スクールカウンセラー活用事業 総合教育相談事業 登校支援ネットワーク事業 生徒指導対策強化事業 みやぎアドベンチャープログラム事業 生徒指導支援事業 学校復興支援対策教職員加配事業
	2 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 【重点的取組4】	<ul style="list-style-type: none"> みやぎの子ども体力運動能力充実プロジェクト事業 運動部活動地域連携促進事業

	3 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 学校安全教育推進事業 防災主任配置事業
	4 食に関心を持ち、元気な子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> はやね・はやおき・あさごはん推奨運動（再掲）
	5 心身の健康を保つ学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校・地域保健連携推進事業 学校保健研修事業
3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進	1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 【重点的取組5】	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校整備事業 特別支援教育システム整備事業 特別支援教育地域支援推進事業 特別支援教育研修充実事業 医療的ケア推進事業 発達障害早期支援事業 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 特別支援学校外部専門家活用事業
	2 障害のある子どもの自立と社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校就労支援事業
4 信頼され魅力ある教育環境づくり	1 教員が学び続けるための体系的な研修の推進 【重点的取組6】	<ul style="list-style-type: none"> 教職員キャリア・アップ・プログラム事業
	2 開かれた学校づくりの推進 【重点的取組7】	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価事業 時代に即応した学校経営支援事業
	3 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立	<ul style="list-style-type: none"> 教員採用選考事業
	4 教職員を支える環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 教職員健康診断事業
	5 県立高校の改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校将来構想推進事業 高等学校入学者選抜改善事業 中高一貫教育推進事業 県立高校将来構想管理事業
	6 学習環境の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> 学級編制弾力化事業 県立学校施設災害復旧事業 県立学校非構造部材安全調査事業 県立学校教育設備等災害復旧事業 被災校産業教育設備整備支援事業 特別支援学校作業学習充実事業 県立学校実習確保事業 学校における避難所運営機能強化事業 防災拠点としての学校づくり事業 東日本大震災みやぎ子ども育英基金事業 被災児童生徒就学支援事業 高等学校等育英奨学資金貸付事業 公立専修学校授業料等減免事業
	7 私学教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校施設設備災害対策支援事業 私立学校授業料等軽減特別補助事業
5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり	1 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり 【重点的取組8】	<ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室推進事業 はやね・はやおき・あさごはん推奨運動
	2 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり 【重点的取組9】	<ul style="list-style-type: none"> 協働教育推進総合事業
	3 子どもたちの体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 人と自然の交流事業
6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進	1 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 【重点的取組10】	<ul style="list-style-type: none"> みやぎの文化育成支援事業 みやぎ県民大学推進事業 図書館市町村連携事業 美術館教育普及事業

		<ul style="list-style-type: none"> ・自然の家ハイブリッド街路灯整備事業 ・公立社会教育施設災害復旧事業 ・震災資料収集・公開事業 ・図書館被災資料修復事業 ・松島自然の家再建事業 ・志津川自然の家洋上研修復興事業 ・防災キャンプ推進事業 ・公民館等を核とした地域活動支援事業
2	文化財の保護と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞巖寺修理補助事業 ・図書館貴重資料保存修復事業 ・指定文化財等災害復旧支援事業 ・被災有形文化財等保存事業 ・無形民俗文化財再生支援事業 ・埋蔵文化財発掘調査事業 ・特別名勝松島保護対策事業 ・被災文化財調査事業 ・多賀城跡環境整備災害復旧事業 ・被災ミュージアム再興事業
3	生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 【重点的取組11】	<ul style="list-style-type: none"> ・広域スポーツセンター事業
4	競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ選手強化対策事業 ・公立社会体育施設災害復旧事業

(2) 「学ぶ土台づくり」推進計画の普及啓発

幼児期を、社会性や道徳性が芽生え、学ぶ力の源となる好奇心や探究心が養われ、他者とのかかわりが大きく広がるなど、生涯にわたる人間形成の基礎を築く時期、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期ととらえ、幼児期の教育の一層の充実に向けて、家庭、地域社会、教育現場、行政が一体となって取組を推進する「学ぶ土台づくり」推進計画を平成23年3月に策定した。平成25年度は以下のとおり事業を実施した。

- ① 「学ぶ土台づくり」推進計画の周知
関係各機関の諸会議・研修会、圏域別ワークショップ、みやぎ出前講座等で説明を行った。
- ② 「学ぶ土台づくり」推進連絡会議の開催（5月29日、1月22日）
県内の幼児教育に携わる団体の代表者16名（東北大学加齢医学研究所教授川島隆太氏を座長）による幼児教育をめぐる課題解決と各主体ができることについて話し合った。
- ③ 「学ぶ土台づくり」圏域別ワークショップの開催
主に幼児教育の「現場」の関係者が「学ぶ土台づくり」で設定している三つの目標からテーマを設定し、課題の共有化、解決すべき課題や連携の在り方を探った。実施圏域は7圏域（大河原、仙台、北部、北部栗原、東部、東部登米、南三陸）
- ④ 親になるための教育推進事業
24年度から継続し、10校を新たに追加29校で実施した。
- ⑤ 幼児教育に関わる実態調査（12月16日～12月30日）
「学ぶ土台づくり」推進計画の進行管理を行っていく上での基礎資料とするために実施した。
- ⑥ 「学ぶ土台づくり」市町村別支援事業
「学ぶ土台づくり」推進計画に掲げた4つの目標の達成に資する市町村独自の取組について支援を行った。（岩沼市、白石市、村田町）

(3) 高校教育改革の推進

本県では、高校生の興味・関心の多様化、少子化による生徒減少など、高校教育を取り巻く諸状況の変化に対応するための中長期的な県立高校の在り方を示すこととして、平成13年度から平成22年度までを計画期間とする「県立高校将来構想」を平成12年3月に策定した。

「県立高校将来構想」では、宮城県の高校づくりの方向性として、「生徒の多様な個性や特性に対応した魅力ある高校づくりの推進」、 「生徒数の減少に対応した学級減及び学校再編」、 「開かれた学校づくりの推進」及び「男女共学化の推進」の4つについて重点的に取り組んできた。

なお、平成22年3月には、これまでの取組を土台とし、新たな10年間の高校教育改革の方向性及び高校の再編整備の方針を示す「新県立高校将来構想」を策定するとともに、平成25年2月には、その具体的な取組を示す「新県立高校将来構想第2次実施計画」を策定し、

地域社会を支えていく意欲や創造性に富んだ人づくりに加え、東日本大震災からの教育の復興を目指してさらなる高校教育改革を進めることとしている。

- ① 平成25年度県立高等学校組織編制計画の実施
東日本大震災の影響や新入試制度の影響を見極めるため、平成25年度については、学級減等の実施を見送った。
- ② 平成26年度県立高等学校組織編制計画の決定・公表
生徒の減少に対応するとともに、魅力ある高校づくりを推進するため、平成26年度の組織編制計画を以下のとおり決定し、平成25年7月に公表した。

学級減	平成25年度		平成26年度	
	普通科	2学級	普通科	1学級
大河原商業高等学校 (定時制課程)				
築館高等学校	普通科	5学級	普通科	4学級
気仙沼高等学校	普通科	7学級	普通科	6学級

学科改編	平成25年度		平成26年度	
	普通科	5学級	普通科 観光科	3学級 2学級
松島高等学校				
水産高等学校	海洋総合科 情報科学科	3学級 1学級	海洋総合科 情報科学科	4学級 募集停止
石巻工業高等学校	機械制御科 電気情報科 化学技術科 土木システム科 建築科	2学級 1学級 1学級 1学級 1学級	機械科 電気情報科 化学技術科 土木システム科 建築科	2学級 1学級 1学級 1学級 1学級

(4) 高校教育改革の適正な進行管理

高校教育改革を着実に推進していくためには、「新県立高校将来構想」に基づく各種の取組を進める一方で、これまでに実施してきた高校教育改革の成果・課題を検証し、その結果に基づいて施策の見直しを図るとともに、中長期的な計画の立案に反映していく必要がある。このため、県立高等学校将来構想審議会において、本県の高校教育改革施策について、客観的かつ専門的な立場から成果・課題を明らかにするとともに、今後の改善方策について調査審議することとした。

○県立高等学校将来構想審議会

ア 設置経過と役割

平成20年度に県立高等学校将来構想審議会条例に基づき設置され、教育委員会の諮問に応じ、県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定、当該構想到に係る施策の成果及び課題の検証その他当該構想に関する重要事項を調査審議している。

イ 会議開催状況

平成25年度は審議会を3回、同高校教育改革検証部会を3回開催し、「高校教育改革の成果等に関する検証『中高一貫教育』」を報告するとともに、継続して「男女共学化」及び「全県一学区化」について調査審議を行った。

県立高等学校将来構想審議会委員名簿（敬称略）

[平成26年3月31日現在]

No	委嘱・任命	氏名	現職
1	委嘱	荒井 克弘	(独)大学入試センター副所長
2	委嘱	柴山 直	東北大学大学院教育学研究科教授
3	委嘱	羽田 貴史	東北大学高度教養教育・学生支援機構副機構長
4	委嘱	本 岡 愛実	宮城教育大学教職大学院教授
5	委嘱	有 見 正敏	塩竈市立第一中学校長
6	任命	齋藤 公子	宮城県宮城野高等学校長
7	委嘱	朴 澤 泰治	(学) 朴沢学園理事長
8	委嘱	渡邊 千恵美	宮城県PTA連合会副会長
9	委嘱	早 坂 陽	宮城県高等学校PTA連合会副会長
10	委嘱	上 田 昌孝	仙台市教育委員会教育長
11	委嘱	武 田 政春	白石市教育委員会教育長
12	委嘱	白 幡 洋一	(公財)みやぎ産業振興機構参与兼プロジェクトマネージャー
13	委嘱	佐々木 加代子	デザインルームJIN主宰
14	委嘱	千 葉 基	(一社)宮城県経営者協会大崎支部長
15	委嘱	館 田 あゆみ	東北大学大学院工学研究科情報知能システムセンター特任教授

(5) 中高一貫教育の推進

中学校・高等学校の6年間を通じての計画的・継続的な指導により生徒の個性や能力を伸ばし、幅広い年齢集団による活動を通じて社会性、人間性を育成することができるなど、多くの教育的効果が期待できる中高一貫教育の推進を図ったが、東日本大震災の影響により南三陸町における連携型中高一貫教育については、学校間の移動等に大きな制約を受けながらの展開となった。

① 連携型中高一貫教育

【対象校】宮城県志津川高等学校

南三陸町立志津川中学校、戸倉中学校、歌津中学校「たしかな学力」、「かがやく個性」及び「ゆたかな社会性」を培い、21世紀を主体的に生きる人間の育成を目指すことを目的として、中高教員による相互乗入授業や中高合同教科等研究会の実施、一部の部活動における連携等、中高連携事業の展開を図った。

② 併設型中高一貫教育

開校9年目となる古川黎明中学校・高等学校及び4年目となる仙台二華中学校・高等学校で、併設型中高一貫教育を行った。

イ 中高一貫教育用カリキュラムの実践・見直しを行った。
ロ 県立中学校入学者選抜要項を策定し、適性検査問題の検討及び作成を行った。

ハ 平成26年1月に県立中学校入学者選抜を実施した。

【対象校】古川黎明中学校
仙台二華中学校

(6) 「宮城県障害児教育将来構想」の推進

障害のある児童生徒の教育を推進するため、平成17年に策定した「宮城県障害児教育将来構想」に基づき、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育の展開」を基本理念として教育環境の整備を図った。

① 特別支援教育の推進

宮城県障害児教育将来構想に掲げた障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が地域の小・中学校で共に学ぶ教育を推進するため、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習するシステムづくりをモデル的に実施するとともに、特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行うなど、共に学ぶ教育環境の整備の推進を図った。

イ 特別支援教育システム整備事業の推進

(イ) 学習支援室システム整備事業の実施

宮城県障害児教育将来構想の基本理念の実現に向けて、通常の学級に在籍するLD等を含む全ての障害のある児童を、学習支援室に配置した教員を活用し、教室や学習支援室において指導することによって、障害によって生ずる生活上、学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う校内支援システム等の構築を目指す。

(事業実施校：4校、対象児童生徒数：4人、配置教員：4人)

a 学習支援室システム整備事業実施校

塩竈市立玉川中学校、美里町立小牛田中学校、色麻町立色麻中学校、栗原市立若柳中学校、

b 連絡会議（年2回）

この事業の円滑な実施を図るため、年2回、県教育委員会、事業実施校、事業実施市町教育委員会、関係教育事務所及び協力学校(特別支援学校)による連絡会議を開催し、事業の実施状況の評価及び成果の検証等を行った。

(ロ) 居住地校学習推進事業の実施

県立特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と共に学習活動を行い、その成果と課題を検証するとともに、障害のある児童生徒の社会参加の促進と地域における障害児教育に関する理解の促進を図った。

(受入小・中学校：229校、学習回数 937回(延べ)、特別支援学校参加児童生徒：309人)

a 実施校

視覚支援学校、聴覚支援学校(小牛田校含む)、光明支援学校、石巻支援学校、利府支援学校(富谷校含む)、古川支援学校、気仙沼支援学校、角田支援学校(白石校含む)、名取支援学校、金成支援学校、迫支援学校、山元支援学校、拓桃支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校

b 連絡会（年2回）

この事業の円滑な実施を図るため、居住地校学習推進事業連絡会を設置し、事業の実施状況の評価及び成果の検証等を行った。

② 特別支援教育研修充実事業の推進

共に学ぶ教育及び特別支援教育を推進するため、障害のある児童生徒に対する校内支援の中心となるコーディネーターの養成や障害児担当教員等の資質の向上を図るための教員研修を実施した。

イ コーディネーター養成研修の実施

(イ) 新担当者コース 2日間 受講者 172人

(仙台市を除く幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校：悉皆研修)

(ロ) 経験者コース 1日間 受講者 40人

(仙台市を除く幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、各校1名悉皆)

(ハ) 地域支援コース 3日間 受講者 27人

(教育事務所、特別支援学校より各1名推薦)

ロ 小・中学校管理職研修の実施

(イ) 仙台市を除く小・中学校、高等学校、特別支援学校の新任校長及び新任教頭を対象(悉皆)

1日 受講者 170人

ハ 特別支援教育担当教員等実践研修充実事業

4日間 受講者 27人

(7) 県立特別支援学校の組織編制

心身に障害のある児童生徒に対してよりきめの細かい教育を行うため、地域の実情に応じた県立特別支援学校の適正配置の観点から、平成25年度も次の措置を講じた。

○ 県立特別支援学校 高等部の募集定員の変更

障害種別	学校名	平成24年度	平成25年度
視覚障害	視覚支援学校	19	19
聴覚障害	聴覚支援学校	32	32
肢体不自由	船岡支援学校	19	20
病弱	西多賀支援学校	11	11
	山元支援学校	3	3
知的障害	光明支援学校	54	67
	石巻支援学校	38	35
	気仙沼支援学校	30	27
	名取支援学校	50	41
	角田支援学校	27	27
	迫支援学校	27	32
	金成支援学校	23	22
	古川支援学校	31	27
	山元支援学校	19	11
	利府支援学校	46	38
岩沼高等学園	40	40	
小牛田高等学園	16	16	

(山元支援学校は障害種別「病弱」と「知的障害」とが併置)

(8) 中学校等卒業者の進路状況調査

平成25年3月の中学校等卒業者の進路状況を5月1日現在で調査し、資料の分析結果を本県の高等学校組織編制計画などに反映させた。

調査結果概要

- 中学校卒業生数 21,780人 (前年度対比 239人減)
- 進学率 99.1% (前年度対比0.1ポイント上昇)
- (内訳)
 - ・全日制高等学校
進学者数 20,081人
進学率 92.2% (前年度対比0.4ポイント下降)
 - ・定時制高等学校
進学者数 475人
進学率 2.2% (前年度と同率)
 - ・通信制高等学校
進学者数 310人
進学率 1.4% (前年度対比0.3ポイント上昇)
 - ・中等教育学校
進学者数 164人
進学率 0.8% (前年度対比0.1ポイント上昇)
 - ・高等専門学校
進学者数 272人
進学率 1.2% (前年度対比0.1ポイント上昇)
 - ・特別支援学校高等部
進学者数 274人
進学率 1.3% (前年度対比0.1ポイント上昇)
- 専修学校・公共職業能力開発施設等
入学者数 15人
入学率 0.1% (前年度対比0.1ポイント上昇)
- 就職者数 31人
就職率 0.1% (前年度と同率)
- 上記以外の者の数 158人
0.7% (前年度対比0.1ポイント下降)

(9) 政府に対する提案・要望

平成23年度国の施策・予算に関して提案・要望すべき事項について知事が国に対して提案・要望した。

その項目は次のとおりである。(教育委員会関係分)

- 教職員定数の改善について
 - ア 新学習指導要領の円滑な実施や教員が一人一人の子どもと向き合う環境づくりなどの施策を確実に実施するための次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定し、教職員定数の確保を着実に実施すること。また、これらの教職員に係る給与費について、地方自治体に負担を転嫁することなく、義務教育に対する国の責務として必要な財源を確保すること。
 - イ 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(答申)に掲げられているように障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら、特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けるための特別支援教室(仮称)を設置できるよう制度化を図るとともに、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒を支援するための教員についても必要な教職員定数の措置を行うこと。

2 教育統計

(1) 平成25年度に実施した統計調査

ア 学校基本調査

県内の公・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校における学校数、在学者数、教職員数などの基本的事項を5月1日現在で調査した。

イ 地方教育費調査

県及び市町村等教育委員会並びに公立諸学校を対象に、平成24会計年度間に支出した教育費を学校教育費、社会教育費、教育行政費ごとに財源別、支出項目別に支出状況を調査した。

ウ 学校教員統計調査

県内の公・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校の抽出校を対象に、学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び移動状況等を調査した。

3 広報広聴

県民及び教職員など教育関係者の理解と協力を得るとともに、教育に対するニーズを行政に反映し、本県の教育・文化の充実、振興を図るため、次のとおり広報活動を実施した。

(1) web版県教育広報の発行

保護者向け教育広報「ぶらねっと」を2回発行した。

(2) 年次報告「宮城教育年報」の発行

平成24年度における県教委の施策、事業の実績などを収録し、ホームページで公表した。

(3) パブリシティ活動

県政記者会加盟の各報道機関に対し、県教委の施策などに関する情報を提供し、マスコミを通じて県民に周知するため、記者発表を次のとおり実施した。

○記者発表

「平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る学力検査実施状況の概要」など担当課長等による記者発表を行った。

○資料配付

教育行政に係る資料の配付を随時行った。

(4) インターネットの活用

ホームページを作成し、「教育施策」や「災害情報」、「各種講座、イベント情報」「教育委員会への問い合わせ、相談窓口のご案内」などのタイムリーな情報を広く提供するとともに、常時電子メールにより一般の方々からの意見、質問、提言等を受け付けている。また、各種印刷物についても、PDF化し、ホームページ上でも閲覧できるようにしている。

(5) 基本的生活習慣定着促進事業

知(学力)・徳(心)・体(健康)の調和の取れた子どもたちを育成していくため、平成17年11月1日を「みやぎ教育の日」と制定したのを契機に、以来「はやね・はやおき・あさごはん」やルルブル(しっかり寝ル・きちんと食ル・よく遊んで健やかに伸びる)を広く呼びかけている。

平成25年度は、学校・家庭・教育関係団体・行政機関及び企業等により組織された「みやぎっ子ルルブル推進会議」の総会を開催し、優良活動団体(16団体)の表彰を行ったほか、ルルブル通信の発行(6回)や、新聞に意見広告を掲載するなどにより、社会全体での取組の推進を図った。

さらに、幼稚園・保育所・小学校・児童館等に劇団員を派遣して、「みやぎっ子ルルブル紙芝居演劇」を上演し、幼児等とその保護者にルルブルの重要性についての普及啓発を図った。

(6) その他の広報活動

県教委の自主広報活動に加え、広報内容に速報性、同時性、広範囲性が必要と認められるものについては、県広報課所管の広報媒体を活用することにより県民に対する周知徹底に努めた。

4 国際交流

(1) 宮城県・中国吉林省教育交流事業

本県と中国吉林省の友好県省を一層発展させるため、「日本国宮城県と中国吉林省との第10次交流計画協議書(2012年8月7日締結)」を締結しているが、この協議書に基づき学校間交流や両県省の教育事情について情報交換することにより、教育の振興を図っている。

平成23年度以降は、東日本大震災の復旧・復興事業を優先するため事業を休止している。

(2) 宮城・デラウェア教育交流事業

本県とアメリカのデラウェア州は、高校生を相互に派遣し、家庭滞在及び学校訪問等を体験させることにより、両国間の友好親善、国際理解教育及び地域レベルの国際交流の推進を図るために、両教育委員会の間で交わす合意書に基づき、本県では

3月に代表を派遣し、また、7月頃に受入れを行ってきた。

平成19年からは隔年実施となり、同年7月に受け入れた後、平成20年には派遣・受入れは実施されていない。翌平成21年3月には派遣が実施され、宮城の高校生8人と引率教員2人がデラウェア州において学校訪問等を体験した。

しかし、本県の財政悪化が顕著になり、同年9月に、継続できない旨の親書を送り、合意書の更新がなされなかったため、県としての交流事業は終焉を迎えることとなった。

なお、角田高校においては、デラウェア州ドーバー高校、仙台二華高校においては、ミドルタウン高校と姉妹校協定を締結し、交流を継続している。

